

規則

埼玉県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 スポーツの普及又は推進に関する活動を行っている者
- 四 公募に応じた者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)

の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する二人の委員等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、県民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。